

平成 26 年 2 月 25 日

THE ペット法塾

代表者 弁護士 植田 勝博 様

大阪市都市整備局長

担当：住宅部管理課（室谷）

電話： 06-6208-9261

要望書について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 25 年 12 月 2 日にいただきました「要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市住宅行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

番号	①
項目	公営住宅に犬猫などの飼養を禁じる施策は、憲法、公営住宅法、動物愛護法に違反する疑いが強く、このような施策はとられないこと。

(回答)

市営住宅は多くの方が居住する集合住宅であること、住宅そのものが犬猫等動物の飼育に対応した仕様になっていないこと、犬猫等動物の飼育に伴う糞尿・鳴き声・抜け毛・咬みつき等を原因とした近隣入居者へのトラブルが頻発していることなどのため、入居者の保管義務や迷惑行為を予防・是正する観点から、これまでからも住宅等での犬猫等動物の飼育を原則禁止としております。他の自治体においても、本市と同様に、公営住宅等での犬猫等動物の飼育を原則として禁止しております。

なお、盲導犬や介助犬など、入居者の日常生活を支え、かつ、適切に飼育管理されている動物については、これまでも住宅での飼育を承認しております。また、動物の飼育禁止を条例や規則で規定している他の自治体の事例でも、観賞用魚類や鳥かご内の小鳥は例外扱いとなっております。

担当	都市整備局 住宅部 管理課 電話 : (06)6208-9261
----	----------------------------------

番号	(2)
項目	犬猫等を飼養する居住者に対し、動物を手放すか、住居を出るような措置を取らないこと。

(回答)

市営住宅における迷惑行為について、対応措置を定めて取組みの強化に努めています。迷惑行為には犬猫等動物の飼育による鳴き声や糞尿の臭いも含まれることから、入居および各種申請時に犬猫等動物の飼育を行わない旨の誓約書を提出していただいております。また、入居時に配布する「住まいのしおり」、入居者に定期的に配布する「住宅だより」やポスターなどによって、犬猫等動物の飼育が禁止である旨の周知徹底に努めています。

迷惑行為や保管義務違反が判明した場合には、所轄の住宅管理センターから注意文書を送付し、電話や訪問をするなどして是正指導を行っております。是正指導を行っても改善されない場合には、法的措置による市営住宅の明渡請求等を検討する場合もあります。

担当	都市整備局 住宅部 管理課 電話 : (06)6208-9261
----	----------------------------------

番号	(3)
項目	行政の現場における取り組みとしては、動物を飼うことの禁止ではなく、飼う人のマナーと、動物との共生のために近隣の理解の啓蒙、指導をすること。
(回答)	
<p>市営住宅は、多くの方が居住する集合住宅であり、住宅そのものが犬猫等動物の飼育に対応した仕様ではなく、また、糞尿・鳴き声・抜け毛・咬みつき等を原因とした近隣入居者とのトラブルも頻発しております。本市では個別の事例での是正指導とともに啓発として、入居時に配布する「住まいのしおり」、入居者に定期的に配布する「住宅だより」やポスター掲示により啓発に努めています。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 管理課 電話：(06)6208-9261